

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(神奈川県担当部会)

平成 28 年9月 14 日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

厚生年金保険関係 2件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 2件

国 民 年 金 関 係 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越（神奈川）（受）第 1600161 号
厚生局事案番号 : 関東信越（神奈川）（厚）第 1600079 号

第1 結論

請求者のA社（現在は、B社）における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和 50 年 6 月 16 日から同年 5 月 16 日に訂正し、同年 5 月の標準報酬月額を 17 万円とすることが必要である。

昭和 50 年 5 月 16 日から同年 6 月 16 日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る昭和 50 年 5 月 16 日から同年 6 月 16 日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 22 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 50 年 5 月 16 日から同年 6 月 16 日まで

厚生年金保険の記録では、A社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日は、昭和 50 年 6 月 16 日となっているが、同社 C 店の開店準備のため、同年 5 月に D 社から A 社へ異動し、請求期間においても退職することなく継続して勤務していたので、同社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者の雇用保険の加入記録並びに事業主及び複数の同僚の回答等から判断すると、請求者は、D 社及び同社のグループ会社に継続して勤務し（昭和 50 年 5 月 16 日に D 社から A 社に異動）、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間の標準報酬月額については、請求者の A 社における昭和 50 年 6 月の厚生年金保険の記録から 17 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、昭和 50 年 5 月 16 日から同年 6 月 16 日までの期間について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かは不明と回答しているが、当該期間について、請求者に係る厚生

年金保険の記録における資格取得年月日が厚生年金基金の記録における資格取得年月日である同年6月16日となっており、社会保険事務所及び厚生年金基金の双方が誤って記録したとは考え難いことから、事業主から同日を資格取得年月日として健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届が提出され、その結果、社会保険事務所は、請求者の昭和50年5月16日から同年6月16日までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越（神奈川）（受）第 1600196 号
厚生局事案番号 : 関東信越（神奈川）（厚）第 1600080 号

第 1 結論

請求者の A 社における平成 23 年 1 月 31 日の標準賞与額を 12 万円に訂正することが必要である。

平成 23 年 1 月 31 日の標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和 58 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成 23 年 1 月 31 日

厚生年金保険の被保険者記録を確認したところ、A 社から支給された請求期間の標準賞与額の記録が無い。請求期間に係る賞与支払明細書において、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていないが、年金額に反映しなくても事実に即した記録に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求期間について、事業主から提出された賃金台帳の写し及び請求者から提出された賞与支払明細書の写しにより、請求者は、A 社から標準賞与額 12 万円に相当する賞与の支払を受けているものの、当該賞与から厚生年金保険料を控除されていないことが確認できる。

一方、請求者は、年金額に反映しなくても事実に即した標準賞与額に訂正することを求めているところ、上述のとおり標準賞与額 12 万円に相当する賞与の支払が確認できることから、請求者の A 社における請求期間の標準賞与額を 12 万円に訂正することが必要である。

なお、請求期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越（神奈川）（受）第 1600170 号
厚生局事案番号 : 関東信越（神奈川）（国）第 1600021 号

第1 結論

昭和 36 年 4 月から昭和 37 年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 36 年 4 月から昭和 37 年 3 月まで

私は、昭和 36 年 4 月に同居していた従姉夫婦と一緒に国民年金に加入し、国民年金保険料については、従姉夫婦が、毎月、集金に来ていた隣組の人に、夫婦の分と一緒に私の分を納めてくれていた。昭和 36 年 9 月に結婚し、A 市 B 区に転居したが、昭和 37 年 3 月分までの保険料は従姉夫婦から C 市で納付しておくと言われていたので、同年 4 月分から保険料を納付した。

請求期間が未納となっていることに納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、昭和 36 年 4 月に同居していた従姉夫婦と一緒に国民年金に加入し、国民年金保険料については、従姉夫婦が、毎月、集金に来ていた隣組の人に、夫婦の分と一緒に請求者の分を納めてくれていたと述べているところ、請求者の国民年金手帳記号番号は、当該従姉夫婦と連番で払い出されていることが確認できる。

しかしながら、請求者の国民年金保険料の納付を行ったとする従姉の夫は既に亡くなっている上、従姉も、高齢のため証言を得ることが困難であることから、請求期間の納付状況について確認することができない。

また、請求者が所持する国民年金手帳の「昭和 36 年度国民年金印紙検認記録」欄に請求期間の国民年金保険料が納付されていたことを示す検認印が無い上、A 市の国民年金被保険者名簿においても、請求期間に保険料が納付されていたことを示す形跡がうかがえない。

さらに、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、口頭意見陳述においても請求者が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越（神奈川）（受）第 1600181 号
厚生局事案番号 : 関東信越（神奈川）（厚）第 1600081 号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社B事業所（現在は、A社）における厚生年金保険の標準報酬月額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和 21 年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成 11 年 10 月 1 日から平成 12 年 10 月 1 日まで

私は、昭和 49 年 4 月 1 日に A 社に入社してから、平成 14 年 3 月 31 日に定年退職するまでの間、正社員として勤務していた。また、勤務期間中は懲戒による給与の減額も無い上、給与は毎年増額していた。しかしながら、厚生年金保険の被保険者記録によると、請求期間に係る標準報酬月額が、当該期間前の標準報酬月額に比べて半額以下となっている。なお、平成 10 年 8 月から平成 11 年 6 月までの期間において、私は、C 社（現在は、D 社）に休職派遣され、E 国でのプロジェクトに従事していたが、報酬月額に大きな変化があったとは考えられない。調査の上、請求期間に係る標準報酬月額の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間に係る標準報酬月額が、当該期間前に比べて半額以下となっているが、報酬月額に大きな変化があったとは考えられないと主張している。

一方、請求者の陳述並びに請求者及び事業主から提出された人事記録等によると、請求者は、請求期間に係る標準報酬月額の算定対象月（平成 11 年 5 月から同年 7 月まで）のうち、平成 11 年 5 月及び同年 6 月において、C 社に休職派遣され、E 国でのプロジェクトに従事していたことが認められるところ、F 銀行 G 支店から提出された請求者に係る「預金月間取引明細表」によると、当該期間における A 社からの入金額は、国内勤務時における同社からの入金額に比べて著しく低額であることが確認できる。

また、A 社は、このことについて、その理由は不明であると回答している上、請求期間当時の賃金台帳及び健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書等の資料は保管していないことから、請求者の請求期間に係る報酬月額、厚生年金保険料の控除額及び標準報酬月額の届出の事実を確認することができない。

さらに、D 社は、同社から海外に派遣した者に対して、海外の生活費として派遣手当を支給

していたが、同社と海外派遣者との契約は業務委託契約であることから、当該派遣手当は、給与には該当しないと回答している。

加えて、A社が加入しているH健康保険組合は、請求者の請求期間に係る資料等を保管していないと回答していることから、請求者の当該期間に係る標準報酬月額について確認することができない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。